



児童扶養手当の申請などについて

児童扶養手当とは？

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親または母親と生計を共にしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）に対し、生活の安定と児童の健全な成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当の申請は

① 支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ていること）しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

※「児童」とは18歳に達する日以降、

最初の3月31日（18歳年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は20歳未満までとなります。

② 児童扶養手当の額

【全部支給】 月額4万1430円

（平成25年8月1日現在）

【一部支給】 就労などによる収入

支給の対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障害の状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
9. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定（月額4万1420円〜9780円）されます。

※所得制限限度額以上の所得の場合、支給停止（0円）となります。

※対象児童が2人の場合は、5000円加算されます。3人目以降は、3000円ずつ加算されます。

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。平成25年度中の引き下げの予定もあります。

③ 児童扶養手当の支払

毎年4月、8月、12月にそれぞれ

の前月分まで支給されます。

④ 必要な書類

【認定請求書に必要な書類】 戸籍謄本や住民票などの添付が必要ですが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、児童福祉課までお問い合わせください。

⑤ 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

認定後の届け出義務

認定を受けた方は左記のような届け出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

【現況届】 現況届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなり、2年間この届を提出しないと資格を失います。また、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」

（提出の必要のある方には、6月に郵送しています。受給から5年経過

するなどの要件に該当する場合、就労状況などを毎年確認します）を現況届に併せて提出してください。

※現況届は児童福祉課から郵送します。必要な添付書類については、

同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期日内（8月中）に忘れずに提出してください。

【資格喪失届】 次の場合は（左記参照）、手当を受ける資格がなくなり、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなります。

資格が喪失する場合

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・受給者や児童が公的年金を受けることになったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れた児童の父または母が帰宅したときなど

【その他の届出】 氏名・住所・支

払金融機関変更届など

問 児童福祉課 ☎ 内線1731、

1733

児童手当の現況届は提出済みですか？

児童手当現況届の提出について

現在、児童手当を受けている方は、6月以降の支給について、引き続き受給要件があるか確認するために、**現況届**を提出していただく必要があります。まだ提出されていない方は、**早急に児童福祉課へ提出願います。**なお、提出が遅れると、10月の定期支払いに間に合わず、支払いが遅れる場合がありますので、ご注意ください。



- また、対象者には、ご案内の通知(必要書類などを含む)を5月31日付で発送していますので、ご確認ください。
- ※郵送でも受け付けますが、次の点にご注意の上、児童福祉課まで送付願います。
- ①封筒に「現況届在中」と記入してください。
 - ②現況届の記載欄の電話番号を必ず記入してください。
 - ③郵送する書類を再確認願います(不備があった場合は、受け付けできません)。

平成25年度の児童手当制度について

- ①支給対象
中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- ②支給額

児童手当の支給額(1人当たり月額)

児童の年齢	月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上	10,000円
小学校修了前	(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

(例)妻および児童2人を扶養している場合、所得制限限度額は、736万円。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

問 児童福祉課

☎内線1731、1733

親子で遊ぼう！

市内保育園の子育て支援

保育園では毎月テーマを決めて親子で参加できる活動を行っています(対象年齢1歳児以上)。*園開放日はどなたでも利用できますが、園行事などで利用できない場合があります。

保育園	日程・内容	園(庭)開放時間	育児相談
【ペンギンクラブ】☎871-5740 つばめ保育園 (遠山町764-1)	8/27(火)「プール遊び」 時間 10:00～	園庭開放(要予約) (土)9:30～11:00	【子育てサロン・育児相談】 お母さん同士で話してみませんか。保育スタッフ、電話でも受け付けます。
【ころころランド】☎873-5528 ふたばランド保育園 (中央5-5-2)	8/20(火)「水遊びをしよう!パート2」 時間 10:00～※30～40分程度の活動。開始時間までに来園。	園庭開放(月～金) 9:00～13:00 15:00～16:00	【育児相談】 子育てについて何でもご相談ください。園長・主任保育士・看護師が対応します。
【ピヨピヨひろば】☎871-6928 つつじが丘ふたばランド保育園 (田宮町199-1)	8/6(火)「水遊びをしよう」 9/3(火)「親子で身体を動かそう」 時間 10:00～※30～40分程度の活動。開始時間までに来園。	園開放(月～金) 9:00～13:00 15:00～16:00	
【くれよんぱーく】☎873-9560 牛久ふれあい保育園 (牛久町1606 向台小学校内)	8/8(木)「プール遊び」 8/22(木)「ペンキ屋さんごっこ」 時間 10:00～12:00※3日前までに電話で申し込み。	園庭開放(要予約) (月～金) 10:00～12:00	【電話相談】 (月～金)13:00～17:00 保育士・看護師・栄養士がいます。
【たんぽぽひろば】☎886-9773 ひたち野うしく保育園つくしんぼ (東端穴町1286-1)	8/29(木)「水遊びをしよう!」 時間 10:00～11:30※定員10組。前日までに電話で申し込み。水着不要、0歳児不可。	園庭開放(月～金) 9:00～13:00 15:00～16:00	【電話相談】 園長・主任保育士・看護師がお話しをお伺いします。
【カンガルーポケット】☎875-0056 奥野さくらふれあい保育園 (久野町725 奥野小学校内)	8/20(火)「水遊び・リズム」 時間 9:30～11:00※前日までに電話で申し込み。	園庭開放(月～金) 9:30～11:00※前週までに申し込み。	【電話相談】 子育てに関する「不安」「迷い」「悩み」など、ご相談ください。
【としおちゃん】☎874-3993 牛久みらい保育園 (東端穴町1260-11)	8/8(木)「食事体験会」(要予約、食事代親子で450円) 時間 11:00～ 8/28(水)「映画会」 時間 10:15～ 開始時間までに来園。	園庭開放 保育参観・参加 (月～金) 9:30～11:00	【育児相談】 子育てが「つらい」「困った」「話し相手がほしい」など、お気軽にご相談ください。